

佐野日本大学学園 施設使用心得

本学園施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、下記の事項を遵守しなければならない。

1. 人工芝サッカーグラウンド及び人工芝テニスコートを使用する場合は、別に定める使用上の注意を遵守しなければならない。
2. 使用者は、使用許可書に記載する使用料を学園財務・会計課に納付しなければならない。ただし、学長・校長が使用料を免除した場合はこの限りではない。
3. 既納の使用料はこれを還付しない。
4. 使用者は、すべて本学係員の指示に従い使用しなければならない。
5. 下記の各号の一に該当するときは、使用許可を取消し又は使用を中止させることがある。この場合において使用者は、異議の申し立て又は損害賠償の請求をすることができない。
 - (1) 学内施設一時使用規程又は本使用心得に違反したとき
 - (2) 許可された目的以外に使用したとき
 - (3) 施設を他に転貸したとき
 - (4) 教育又は風致上適当な使用でないとき
 - (5) 営利を目的とした使用に供するとき
 - (6) 使用料を納付しないとき
 - (7) 本学において必要を生じたとき
6. 使用者は、故意又は過失により施設を滅失・棄損又は汚損したときは、当該損害額に相当する金額を損害弁償として支払わなければならない。
7. 使用者は、当該施設に付帯する光熱水費については使用料に含まれるものとする。ただし、通常の使用範囲を上回る使用があった場合は、その超過分について別途負担しなければならない。なお、学長・校長が当該経費の全部又は一部を免除した場合は、この限りでない。
8. 使用者は、常に良好な状態で使用し、特に火気取扱いについては、十分に留意しなければならない。
9. 学園敷地内は、全面禁煙とする。
10. 使用終了の際は、現状回復の上、係員の確認を受けなければならない。
11. 使用者は、施設の使用中に生じた事故について、その責任を負わなければならない。